

## 仕様説明書

1. 件名 関東運輸局 東京運輸支局青海庁舎一般公用車の交換購入一式  
(ステーションワゴン)
2. 仕様書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する質問書提出期限 令和7年2月25日(火) 12時00分
4. 同上提出及び回答場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局総務部会計課  
電話 045-211-7207  
E-mail [ktt-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp](mailto:ktt-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp)
5. 回答日時 令和7年2月26日(火) 13時00分

## 仕 様 書

1. 件 名 関東運輸局 東京運輸支局青海庁舎一般公用車の交換購入一式  
(ステーションワゴン)

### 2. 条 件

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）に該当する未登録の新車であること。ただし、国土交通省から指名停止措置を受けている者の製造に係る車両を除く。

### 3. 交換により納入する車 【車体の形状】

(1) 関東運輸局東京運輸支局青海庁舎 ステーションワゴン 1 台

### 4. 納車期限

令和 7 年 12 月 26 日

### 5. 納車場所及び引渡車の引渡場所

(1) 関東運輸局東京運輸支局青海庁舎 東京都江東区青海 2-7-11

### 6. 交換により納入する自動車の性能・諸元等

①種 類 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）に該当する自動車とし、車種はハイブリット自動車とする。

②乗 車 定 員 5名以上

③総 排 気 量 1,300cc 相当以上

④使 用 燃 料 無鉛レギュラーガソリン

⑤駆 動 方 式 二輪駆動又は四輪駆動

⑥大 き さ 長さ：4.7m 以下

幅：1.7m 以下

高さ：2.0m 以下

⑦車 両 重 量 1,001kg 以上、1,500kg 以下

⑧荷 室 容 量 4名乗車時で 400L 以上

⑨変 速 機 MT 以外

- ⑩装備品 ABS  
運転席・助手席エアバック  
エアコンディショナー  
パワーウィンドウ  
パワードアロック  
電動格納式ドアミラー
- ⑪付属品 フロアマット 一式  
ナビゲーションシステム（セットアップ作業含む） 一式  
• HDD、SD方式  
• AM・FMラジオを受信可能なものの  
• 保証期間3年間を有するもの  
※テレビ視聴機能は、走行時・停車時ともに作動できない状態  
にすること  
音声ガイド型 ETC車載器（セットアップ作業含む） 一式  
ドライブレコーダー  
(フロント用及びリア用、セットアップ作業含む) 一式  
バックカメラ（セットアップ作業含む） 一式  
応急スペアタイヤ又はパンク修理キット
- ⑫塗色 標準色とし、落札後決定する
- ⑬自動車登録番号票 全国版図柄入りナンバープレート（フルカラー又はモノトーン）

## 7. 交換により引き渡す自動車

- (1) 車名：日産 リバティ （車台番号：RM12-139865）  
年式：平成16年／塗色：シルバー  
走行距離41,900km（令和6年12月16日現在）  
車の状態：エンジン及びラックアンドピニオンのオイル漏れが発生している。  
令和6年11月15日付けで一時抹消登録。有蓋車庫にて保管。  
「再資源化預託金等」12,900円及び「情報管理料金」230円  
(自動車損害賠償責任保険は令和6年11月20日付けで解約済)

## 8. 取扱説明等

受注者は、自動車納入時に注意事項等の取扱説明を行うこと。

## 9. 契約不適合責任

発注者は、納入自動車の引渡完了後、契約内容に適合しない場合（以下「契約不

適合」という)、発注者の指定した方法による追完請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定により契約不適合に關し履行の追完を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に受注者に通知しなければならない。

ただし、受注者が納車時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失があつた場合はこの限りではない。

## 10. 諸費用等の取扱

(1) 受注者は、次の費用を負担するものとする。

①新車登録手続に要する費用

(ただし、車庫証明書は発注者が用意する)

②指定納入場所までの納入に要する費用

③交換引渡自動車の引き取りに要する費用

(2) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料(36ヶ月分)は、入札価格に含めない。

受注者の立替払いとし、支払請求時に併せて請求するものとする。

(3) 契約書の価格には、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金等の法定費用は含まれないものとする。

## 11. その他

(1) 当該交換購入契約に際し、関東運輸局から引渡し予定の自動車については、既に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」(平成14年法律第87号)第73条に基づく「再資源化預託金等」及び「情報管理料金」を7.(1)のとおり預託済である。

(2) 7.(1)に示す自動車の所有権を受注者に譲渡する日をもって、関東運輸局は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済の再資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。

(3) 7.(1)に示す自動車の引渡しの日から15日以内に所有者変更記録を行い、登録事項証明書又は登録識別情報等通知書の写しを提出すること。

(4) 納品の際は納品書を添付すること。

(5) 納品完了後に検査職員が検査を行うものとする。

(6) 本仕様書の内容に疑義の生じた場合は、担当職員の指示によることとする。

## 12. 検査職員

関東運輸局東京運輸支局青海庁舎

首席運輸企画専門官(運航担当)